

直監第 306-1 号  
令和 8 年 2 月 6 日

直方市監査委員 大場亨  
直方市監査委員 中西省三

### 定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第 9 項によりその結果を提出し、かつ、公表する。

#### 記

#### 1. 監査の対象 議会事務局

① 監査の期間 令和 8 年 1 月 5 日から  
令和 8 年 1 月 30 日まで

② 日程及び実施場所  
●概要聴取 令和 8 年 1 月 9 日（監査委員事務局）  
●備品検査 令和 8 年 1 月 15 日（議会事務局/議場/議会図書室他）  
●監査講評 令和 8 年 2 月 6 日（監査委員事務局）

#### 2. 監査の方法

今回の定期監査は、令和 6 年度及び令和 7 年度（令和 7 年 5 月末日現在）における議会事務局の所管に係る財務事務等を対象に関係資料の提出を求め、職員から説明を聴取り実施した。

なお、政務活動費に関する事務については、地方自治法第 199 条の 2 の規定に基づき、議選監査委員は除斥とした。

#### 3. 監査の着眼点

- ① 事務処理で法令等に違反するものはないか。
- ② 予算執行、収入、支出及び財産の管理等の事務は適切かつ効率的に行われているか。

- ③ 執行にあたっては、住民の福祉の増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。
- ④ 文書の処理方法、諸帳簿の記帳整理は適正に行われているか。
- ⑤ 補助金等は、規則等に基づき額の算定、交付方法等が適正に行われているか。
- ⑥ 現金物品の出納保管は、適正になされているか。
- ⑦ 歳入調定の対象を的確に把握し、調定と収納が会計規則等に則り適正に行われているか。
- ⑧ その他事務の執行が適正かつ的確に行われているか。

#### 4. 監査の結果

指摘事項	指摘の根拠	監査委員意見
特に指摘する事項は見受けられなかった。		

契約事務に関しては、会議録検索システムをはじめ、システム及び機器のライセンスなどから随意契約となるものであり、地方自治法施行令第167条の2を根拠とした適切なものとなっている。

備品管理については、適切に管理されていた。

文書事務に関しても、収受、供覧、起案といった処理が適切に行われていた。

以上のことから、引き続き適正な事務執行に努められたい。

なお、政務活動費の交付に関して、直方市議会政務活動費の交付に関する条例及び直方市議会政務活動費の交付に関する規則により交付対象を「会派又は会派に属さない議員」と規定しているが、同条例第7条のみ「会派及び議員」と規定されている。そのため、交付対象は「会派」または「議員個人」であるところ、活動対象経費は会派としての活動の外、会派に属する議員個人の活動経費も含まれることになり、あえて会派と規定する必要性が見出せないものとなっている。

政務活動費は、地方自治法に基づき会派や議員の調査研究及び他の活動に必要な経費の一部として交付されるものであり、その使途は透明性が求められるものであることから、交付対象及び対象経費の解釈を明確になるよう整理し、必要があれば文言修正や交付方法についても実績払いとするなど、一層の透明性を高めるために必要な検討と措置を講じられることを申し添えるものである。